

水道水等の放射性物質の測定結果報告(第422回) について

1 水道水の測定結果

全ての検体において基準値(10Bq/kg)を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

- (1) 採取年月日 令和6年4月17日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年4月18日(木)
- (3) 測定分析機関 日本環境科学株式会社
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	採取場所 (浄水場系統毎 蛇口)	放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	水道水の管理目標値(食品衛生法に基づく飲料水の基準値)
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出 (1未満)	不検出 (1未満)	10
深井戸	不動西浄水場(一迫)			
湧水	温湯浄水場(花山)			
湧水	越戸浄水場(花山)			
湧水	山内浄水場(花山)			
湧水	花山沢浄水場(花山)			
湧水	金沢浄水場(花山)			

(注) 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

基準値…平成24年4月1日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

2 浄水発生土の測定結果

- (1) 採取年月日 令和6年4月17日(水)
- (2) 測定年月日 令和6年4月18日(木)
- (3) 測定分析機関 日本環境科学株式会社
- (4) 測定結果 測定した結果は以下のとおりです。

○放射性セシウム

(単位: Bq/kg)

水源種別	浄水場名	検出された放射性物質(Bq/kg)			放射性物質汚染対処特措法に基づく基準
		放射性セシウム (Cs-137)	放射性セシウム (Cs-134)	計	
迫川 表流水	館下浄水場(一迫)	不検出	不検出	不検出	8,000

(注) 1 浄水発生土とは、水道水の原水となる河川水を浄水処理する過程で除去される土砂等をいいます。

2 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

3 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、100Bq/kg以下の浄水発生土は再生利用しています。